

令和4年度 第3回 吹田市人権施策審議会 会議録

1 日時

令和4年11月28日(月) 午前10時30分～11時50分

2 場所

吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

3 出席者

【審議会委員】

山本会長、北嶋副会長、榎井委員、富田委員、山下(裕)委員

古本委員、村田委員、田端委員、山下(節)委員、山根委員

【事務局】

服部理事(人権政策担当)

(人権政策室) 岡本室長、吉岡参事、山際主幹

4 傍聴者

なし

5 配付資料

資料1 (仮称)吹田市人権施策推進基本方針・計画(案)

資料2 (仮称)吹田市人権施策推進基本方針・計画スケジュール(案)

開会

【議事】(発言要旨)

◇議題1 (仮称)吹田市人権施策推進基本方針・計画(素案)について

○会長

議題1 「(仮称)吹田市人権施策推進基本方針・計画(素案)について」です。

第2回人権施策審議会において、委員の皆さんから御意見をいただきました。それを元に、皆さん方の意見を反映させることとして、私が事務局とやりとりをしながら、皆さんの御意見を整理し、加筆しました。同時並行で、市の関係部局にも確認いただきました。

審議会の役割は、市の素案について、我々が意見を言う。それを反映してもらって、最後は市の責任で出してもらうこととなります。「(仮称)吹田市人権施策推進基本方針・計画(素案)」は、大きく前半部分と後半部分に分かれていて、概要・基本方針・基本計画で構成されています。令和4年(2022年)5月の表題は、吹田市人権施策推進計画でしたが、理念的な部分も入っているので、基本方針・計画というような表題にさせていただいて、期間は令和5年(2023年)から令和10年(2028年)までとなっています。

○A委員

部落差別解消推進法第6条は、「国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものである」という第6条に沿って出された訳ですから、部落差別、特に、差別事象、差別事件といわれるものについて、把握を吹田市にもしてほしい。主な施策に部落差別の実態調査項目を作成してほしい。

○会長

説明を補足しますが、今年度中にパブリックコメントをして素案を出すなら、日程的には今日、御意見を伺って、できるだけ、意見を反映させた形で私の方でまとめさせていただきたいと思っています。ただし、全部が反映されるわけではありません。

それでは、素案についての説明をさせていただきます。

- ・ 3ページの概要について、人権施策の基本方針が、どういう関係にあるかというフローチャートで整理しています。
- ・ 6ページですが、私の提案で国連の人権理事会で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」について加筆しました。これは「企業が活動するときに、人権に配慮した活動をしなさいよ」という文書です。
- ・ 7ページですが、これも私の提案ですが「外国人の技能実習の適切な実施及び技能実習生の適切な保護に関する法律」について加筆しています。さらに「大阪府のインターネット上の誹謗中傷や差別等人権侵害のまちづくり条例」ができたことを付け加えました。また、吹田市が非核平和都市宣言を行い、非核平和の社会の実現を施策として推進するほか、平和祈念資料館を開設していますということを事務局の提案で記載しています。
- ・ 9ページですが、私の提案で、基本理念について行政は基本的人権の保障という日本国憲法の原則と規定に基づき、人権侵害を受けた当事者の立場を尊重し、総合的な人権施策を展開する役割を担っていますという文言を加筆しました。
- ・ 10ページは、基本方向ということで、憲法に拘束されてやっているということ、あるいは憲法の理念の発展としてやっているということは絶対踏まえてもらうということで、私の意見で書かせていただきました。
- ・ 12ページは人権意識の高揚のための施策ということで、人権教育の規定があって、人権教育とは、人権尊重の精神を市民と学ぶというところで、委員の意見に基づいて加筆しました。
- ・ 13ページは、次代を担う教職員の育成というところと、人権啓発の推進の現状と課題のところで、それぞれ、委員の意見を取り入れて私が加筆しました。
- ・ 14ページでは、ホームページの充実、地域や企業などとの連携の推進、市職員の人権研修の推進・充実については、委員の意見を踏まえて私が加筆しています。
- ・ 15ページでは、人権擁護と救済のための施策ということで、副会長の御意見を参考にして、項目を立てました。
- ・ 17ページは、ダブルリボンのことを加筆などを行いました。19ページは子どもの権利条約に関連する記載を委員のご意見を踏まえて加筆してあります。さらにこども基本

法について関係部局からの提案で新たに加筆しました。これについては折角の機会です
ので委員の方から補足説明をお願いします。

○B委員

こども基本法は今年6月に成立して、来年4月から施行されます。

私たちの視点としては、少子化が大きな問題になって、国はそこに舵を切らざるを得ないのかということ、やはり健全育成みたいなものが求められていて、子供たちも能力主義とか競争主義に、ますます追い込まれている。子供の計画については、こども基本法の理念に則って、作っていかなければならない。こども基本法の理念をここに書いていただいているのはとても重要だと思います。

○会長

素案の続きになります。

- ・ 20ページ～21ページで関係部局からの提案で、子供の生活状況調査等を改定したということやヤングケアラーや医療的ケア児への支援等を加筆しました。
- ・ 22ページでは、関係部局からの提案で、関連する主な個別計画等で障がい児福祉計画を加筆しました。
- ・ 23ページは、委員のご意見を参考にして加筆しています。
- ・ 24～27ページは、関係部局からの提案と委員および関連部局の意見をもとに加筆しています。
- ・ 28～29ページでは、事務局からの提案や委員のご意見を踏まえて加筆しました。
- ・ 30ページは、外国人の人権については、大幅に変更しました。
ヤングケアラーの問題、未就学者等の問題について記載し、外国人の障がい者の問題もここに加筆しました。さらに外国人の受け入れのあり方の変化や多様な就業状況、生活実態に即した施策の必要性について加筆しました。
令和4年（2022年）10月には、「吹田市多文化共生ワンストップ相談センター」を設置するなど、すべての人が、地域社会で共に生きることができると目指しています。主な施策は、多文化共生社会の形成、これは前のおり、まだまだ不十分ですが、今後の課題として考えていくということで、加筆しました。
- ・ 32ページ 分野7 さまざまな人権課題ということで、インターネットによる人権侵害について副会長からの御提案ですが、副会長から御説明をいただけますか。

○副会長

侮辱罪の法定刑の引上げも出されましたし、プロバイダ責任法の改正もされて、要は、そういう誹謗中傷の情報を書いた人を特定しやすくなったということがありましたので、少し触れた方がいいかなと思います。具体的には、32ページのインターネットによる人権侵害の部分で「人権に関わる様々な問題が発生しています。このような社会問題を背景に、令和3年（2021年）4月に、プロバイダ責任制限法が改正され、匿名の加害者の情報開示の手続きが簡易・迅速になり、また、令和4年（2022年）7月に法定刑の引上げが行われました。」という形でいかがでしょうか。

○会長

- ・32ページの続きです。新型コロナウイルス感染症のことについて、関係部局からの提案で加筆しています。
- ・33ページでは、（3）性的指向・性自認を理由とする人権侵害では、SOGIという言葉が使われ始めていますが、LGBTQを使用しています。（4）その他の人権問題では、アイヌの人々の民族差別と先住民族としての権利の保障ということを加筆しました。生活保護や格差と貧困の問題等についても加筆しています。
- ・35ページは推進にあたってということで、横断的な取組を行っていることを書いておいた方がいいのではないかとことです。
ここから改めて御意見がある委員の方は、ぜひお願いします。

○C委員

外国人の人権のところです。

学校で子供に配られるプリント、広報など、その内容を理解して、支援を受ける権利について学ぶことができるようなことが必要ではないかと思いました。

○D委員

高齢者の人権の部分ですが、主な施策に住み慣れた地域で暮らし続けるための支援の提供を記載してはどうかと思います。

○C委員

第二次世界大戦後、日本の国内で起こっている在日朝鮮人、韓国人の問題や民族や文化的アイデンティティの尊重などについては、もう少し触れることが必要かと思います。

○会長

人権教育については、審議会を開いて、一定の方針を市として出すということも必要なのかと個人的には思います。

○C委員

道徳や教育の指針について教育委員会でも一定の方針が出されていますが、課題については、審議会のレベルで議論して、ある程度指針が明らかになった方が、いいのではないかと思います。

○副会長

- ・女性の人権 主な施策でDV防止や相談支援機能強化、ハラスメント防止対策をあげていただけていますが、例えば、吹田市のアンケートでは、女性は家庭を男性は仕事のよ様な性別役割分担意識がどう推移しているのかをとられているので、アンコンシャスバイアスといったことで、冒頭に私の方で考えて追加させていただけたらと思います。

○会長

・子供の人権について、自死の件数も多い。人権擁護委員として、子供のいじめを中心とした人権教室をやっている。クラスごとになると、それぞれの子供たちの様子が見えて、いじめについての話を子供たちと身近にできた。

・人権の話をするとき、様々なことが実際的にどういうところで起こっているのか、どのぐらいのケースが起こっているのかがはっきりわかるといい。大阪法務局での電話相談・SOSミニレター・LINE相談をやっているが、悩みを打ってくる子供もいる。そこで、このような窓口がある、人権教室もある、相談もどんどんできるよ、ということも載せてほしい。

○B委員

・19ページ 子供の人権について 現状と課題 4行目で「子どもの権利条約」の部分で繰り返しの表現を入れて強調しておきたいと思います。

○会長

委員から意見がありましたので、21ページ 15行目を「特に子供の虐待については子育てに悩んでいる親の支援の一層の充実が必要です。」と22行目を「子供が社会参加の機会を得て、大人と子供が共に生きることができるとまちづくりを進めます。」とさせていただきます。

○E委員

・27ページ 障がい者の人権

⑤企業での障がい者雇用の取組

「企業での障がい者、特に知的障がい者、精神障がい者の雇用・就労を促進するための取り組みを行います」に関し、「促進するための取り組みを行います」では、どのように取り組むか分からない少々希薄な文章になっていないかと感じます。他の項目は、取り組みの内容が記載されていますが、この項にはありません。具体的に取組んでいる活動等があれば、「〇〇等により促進するための取り組みを行います」などと記載できないかと感じております。もし、具体的な活動内容がないのであれば、「各企業と連携を取り・・・」とか、少しでもボリュームアップが考えられませんか。

○会長

皆さん、御意見ありがとうございます。

基本的には行政が作るものですが、私がこの間、皆さん方の御意見をまとめて、事務局を通じて、いろんなやり取りをさせてもらおうとは思っています。

議題2 その他

○事務局

今後のスケジュールですが、12月に答申を予定させていただいており、1月からパブ

リックコメントを予定しております。2月には市の人権施策推進本部幹事会、本部会を予定しており、3月に、計画の策定を予定しております。

○会長

ありがとうございました。

最後は市の人権施策推進本部会議で練っていただき、策定することになりますので、我々の手を離れます。今後の調整は私に一任いただきたいと思います。

それでは今日の会議はこれで散会にしたいと思います。

以上